建設工事における総合評価落札方式の実施方針
（医学部・病院移転整備）

令和４年４月

琉　球　大　学

目　　次

1　評価項目及び評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　加算点の評価方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

3　標準点と加算点の配点割合等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

4　評価結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

5　その他留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

6　施工体制確認型の試行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

7　入札方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

1　評価項目及び評価基準

建設工事における総合評価落札方式の技術力にかかわる評価内容として、琉球大学では当該工事の規模並びに技術的難易度に応じて①企業の技術力、②企業の信頼性・社会性、③企業の高度な技術力から選択する。

なお、各々の総合評価落札方式のタイプにおいては、下記の評価の視点に基づき審査・評価するものとする。

また、以上の評価項目及び評価基準については、今後の実施状況の検証を踏まえ、必要に応じ改訂を行うこととする。

(1)評価項目

①企業の技術力

発注者の指示する仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を企業に期待するものである。当該工事の技術特性の理解度を把握するために施工計画を評価するとともに、企業が保有する施工技術の実績、当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価項目とする。

〔例〕

・施工計画 （簡易型）（工程管理等に係わる技術的所見　等）
・企業の施工能力 （同種工事の施工実績、工事成績　等）
・配置予定技術者の能力 （同種工事の施工経験、工事成績　等）

②企業の信頼性・社会性

工事を円滑に実施する能力を企業に期待するものである。企業全体の姿勢や実績を把握するため、法令遵守のための全社的な体制整備、地球環境保全、品質確保及び地域貢献度等の視点から評価する。

〔例〕

・法令遵守（コンプライアンス）（事故及び不誠実な行為、全社的な対応状況）
・品質マネジメント及び環境マネジメント （ISO9000・14000シリーズの取組状況）
・地域精通度 （地理的条件、地元企業下請活用状況）
・地域貢献度（災害協定への参加状況やボランティア活動による地域貢献度の実績等）
・ワーク・ライフ・バランス等の推進（ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況）

③企業の高度な技術力

発注者の指示する標準的な仕様を競争参加者からの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を企業に期待するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、性能等、環境の維持及び省資源・リサイクル等の視点から評価する。

〔例〕

・VE提案とVE提案に基づく施工計画
　a. 総合的なコストに関する事項 （ライフサイクルコスト　等）
　b. 工事目的物の性能等に関する提案 （性能・機能・耐久性）
　c. 社会要請に関する事項 （環境の維持、省資源・リサイクル　等）
・工事全般の施工計画 （施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

評価項目

	項目		細目	標準型		簡易型（注2）	実績評価型（注2）
				WTO対象基準額以上（注1）	2億以上WTO対象基準額未満(注1)	WTO対象基準額未満（注1）	WTO対象基準額未満かつ施行実績により品質確保を評価できる工事（注1）
				対象区分	対象区分	対象区分	対象区分
①企業の技術力	施工計画（簡易型）		工程管理に係わる技術的所見			◎ 工事内容により最大2項目を指定	
			材料の品質管理に係わる技術的所見				
			施工上の課題に対する技術的所見				
			施工上配慮すべき事項				
			安全管理に留意すべき事項				
	企業の施工能力		同種工事の施工実績		◎	◎	◎
			工事成績		◎	◎	◎
			関連分野での技術開発の実績		○	○	
			当該工事種別の手持ち工事量の状況		○	○	○
			登録基幹技能者等の活用		○	○	○
	配置予定技術者の能力		資格			○	○
			同種工事の施工経験		◎	◎	◎
			工事成績		○	○	◎
			継続教育（CPD）の取組状況		○	○	○
		ヒアリング	技術者の専門技術力	○(注3)	○(注3)	○	
			当該工事の理解度・取り組み姿勢				
			技術者のｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ力				
②企業の信頼性・社会性	法令遵守（コンプライアンス）		事故及び不誠実な行為		◎	◎	◎
			全社的な対応状況		○	○	○
	品質マネジメント及び環境マネジメント		ISO9000・ISO14000シリーズの取組状況		○	○	
	地域精通度		地理的条件（近隣地域での施工実績）		◎	◎	◎
			地元企業下請活用状況		◎	◎	◎
	地域貢献度		ボランティア活動による地域貢献度の実績		○	○	○
			労働福祉の状況		○	○	○
			災害協定への参加状況		○	○	○
	ワーク・ライフ・バランス等の推進		ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	◎	◎	◎	◎
③企業の高度な技術力	VE提案とVE提案に基づく施工計画	総合的なｺｽﾄ	ライフサイクルコスト	◎ 工事内容により最大3項目を指定	◎ 工事内容により最大3項目を指定		
			その他				
		性能等	機能・強度・耐久性等				
		社会的要請	環境の維持				
			交通の確保				
			特別な安全対策				
			省資源・リサイクル				
	工事全般の施工計画		施工上考慮すべき事項等の技術的所見	◎	◎		
評価項目の得点合計							

◎ ： 必須項目 、 ○ ： 選択項目

（注1） WTO（政府調達に関する協定）対象基準額については、450万SDR（邦貨換算額については、財務省告示により財務大臣が定めた額）とする。

（注2） 簡易型、実績評価型については、技術的工夫の余地が少ない一般的工事を対象とする。

（注3） ヒアリングを実施した場合は、企業の高度な技術力の項目で評価する

（2）〔評価基準〕

評価基準については、競争参加者、評価する側双方に明確となる評価基準とする。得点配分については重要な項目とその他の項目の配点バランスを考慮する。

評価基準

	項目	細目	評価基準
①企業の技術力	施工計画 （簡易型） （注1）	工程管理に係わる技術的所見	簡易型の場合 ・各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる。 ・各工程の工期が適切である。 ・各工程の工期が不適切である。　［欠格］ 実績評価型の場合 施工計画を求めない
		材料の品質管理に係わる技術的所見	簡易型の場合 優　：適切であり、非常に優れた工夫が見られる。 良+：適切であり、優れた工夫が見られる。 良　：適切であり、工夫が見られる。 良−：適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。 可　：適切であるが、加点すべき工夫が見られない。 不適切　：［欠格］ 実績評価型の場合 施工計画を求めない
		施工上の課題に対する技術的所見	
		施工上配慮すべき事項	
		安全管理に留意すべき事項	
	企業の施工能力	同種工事の施工実績	・国、特殊法人等(注2)及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。 ・その他の工事実績あり。 ・実績なし。　［欠格］
		工事成績	当該工事種別の平成〇年度（過去２年度）以降に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績
			・84点以上 ・81点以上84点未満 ・78点以上81点未満 ・75点以上78点未満 ・72点以上75点未満 ・72点未満（含実績無し） ※各年度(過去2年度)の平均点が2年連続で65点未満　［欠格］
			文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある[欠格]
		関連分野での技術開発の実績	（過去10年間の技術開発） ・特許権、実用新案権の取得あり ・NETISへの登録有り。 ・なし。
		当該工事種別の手持ち工事量の状況	（※工事量比率＝当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額） ・手持ち工事量比率　0.5未満 ・手持ち工事量比率　0.5以上1未満 ・手持ち工事量比率　1以上
		登録基幹技能者等の活用	（本工事の施工に係る元請又は一次下請企業が配置する現場従事技術者（元請の主任又は監理技術者を除く）が建設技能を有している場合で、当該工種工事の施工期間中に従事する。） ・1人以上活用する。 ・活用しない。

	項目	細目	評価基準
①企業の技術力	配置予定技術者の能力	資格	・1級建築施工管理技士又は1級建築士、1級電気工事施工管理技士又は技術士（電気電子部門）、1級管工事施工管理技士又は技術士（機械部門（流体機械又は冷暖房及び冷凍機械）・水道部門又は衛生工学部門）、1級土木施工管理技士又は技術士。 ・2級建築施工管理技士、2級電気工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、2級土木施工管理技士。
		同種工事の施工経験	国，特殊法人等(注2)及び地方公共団体が発注する工事において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。 ・上記以外で主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。 ・主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり。 ・経験無し。　［欠格］
		工事成績	同種工事の施工経験として挙げた工事ついて主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績（平成〇年度（過去4年度）以降に完成した工事に限る） ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績
			・83点以上 ・82点以上83点未満 ・81点以上82点未満 ・80点以上81点未満 ・79点以上80点未満 ・78点以上79点未満 ・77点以上78点未満 ・76点以上77点未満 ・75点以上76点未満 ・72点以上75点未満 ・72点未満（含実績無し） ※65点未満　［欠格］
		継続教育（CPD）の取組状況	（建築CPD情報提供制度及び建築CPD運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去1年以内に単位取得が証明されたもの）） ・当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり ・なし
	ヒアリング	技術者の専門技術力	・同種工事の施工経験として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが期待できる。 ・同種工事の施工経験として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる。 ・その他。
		当該工事の理解度・取り組み姿勢	・当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる。 ・当該工事について適切に理解している。 ・その他。
		技術者のコミュニケーション力	・質問に対する応答が明快、かつ迅速である。 ・その他。
②企業の信頼性・社会性	法令遵守（コンプライアンス）	事故及び不誠実な行為	（当該区域における営業停止又は文科省の指名停止期間終了後3～6ヶ月以内の当該工事の入札執行の有無） ・あり。 ・なし。
		全社的な対応状況	・法令遵守に対する体制や規定が具体的に整備されている。 ・法令遵守に対する体制や規定が具体的に整備されていない。
	品質マネジメント及び環境マネジメント	ISO9000・ISO14000シリーズの取組状況	・ISO9001及びISO14001の両方を取得済み。 ・ISO9001及びISO14001のいずれか一方を取得済み。 ・ISO9001及びISO14001のいずれも未取得。
	地域精通度	地理的条件	近隣地域（注3）での技術者・資機材等の拠点の有無 ・拠点あり。 ・拠点なし。
		地域企業下請活用状況	地元企業を下請として活用する比率（地元企業への下請発注予定金額／入札金額×100）（注4） ・入札金額の30%以上を予定。 ・入札金額の20%～30%未満を予定。 ・入札金額の20%未満を予定。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">項目</th><th>細目</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">②企業の信頼性・社会性</td><td colspan="2" rowspan="3">地域貢献度</td><td>ボランティア活動による
地域貢献度の実績</td><td>（当該工事施工地域(注4)における平成〇年度（過去2年度）以降の実績）
・活動実績あり。
・活動実績なし。</td></tr>
<tr><td>労働福祉の状況</td><td>（障害者の雇用状況）
・あり。
・なし。</td></tr>
<tr><td>災害協定への
参加状況</td><td>（当該工事施工地域(注5)内の行政機関との災害協定の有無）
・当該工事施工地域(注5)内の行政機関と災害協定を締結している。
・当該工事施工地域(注5)内の行政機関と災害協定を締結していない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ワーク・ライフ・バランス等の推進</td><td>ワーク・ライフ・バランス
等の取組に関する
認定状況</td><td>(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無）
〇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
〇次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
〇青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法)に基づく認定（ユースエール認定）
・あり。
・なし。
※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③企業の高度な技術力</td><td rowspan="3">VE提案とVE提案に基づく施工計画（注1）</td><td>総合的なコスト</td><td>ライフサイクルコスト
その他</td><td rowspan="3">優　：適切であり、非常に優れた工夫が見られる。
良＋：適切であり、優れた工夫が見られる。
良　：適切であり、工夫が見られる。
良－：適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。
可　：適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。（VE提案は全て不採用）</td></tr>
<tr><td>性能等</td><td>機能・強度・耐久性等</td></tr>
<tr><td>社会要請</td><td>環境の維持
交通の確保
特別な安全対策
省資源・ﾘｻｲｸﾙ</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事全般の施工計画
（注1）</td><td>施工上配慮すべき事項
等の技術的所見</td><td>優　：適切であり、非常に優れた工夫が見られる。
良＋：適切であり、優れた工夫が見られる。
良　：適切であり、工夫が見られる。
良－：適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。
可　：適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。
不適切　：施工計画が不適切である。　［欠格］</td></tr>
</table>

（注1）：競争参加者からの1項目（課題）毎の最大提案数は5提案までとし、これを超えた場合は最大提案数（5提案）までの提案内容にて評価する。

（注2）：「特殊法人等」には国が資本金の1／2以上を出資する法人を含む。

（注3）：近隣地域の範囲は、「沖縄県土砂災害関連情報の市町村連絡先区分」の中部地域とする。

（注4）：「沖縄県土砂災害関連情報の市町村連絡先区分」の中部地域に本店を有する1次下請業者及び元請業者をいう（地元企業が元請の場合は、地元企業を下請けとして活用する比率を100%とする）。

（注5）：当該工事施工地域の範囲は、個別工事毎に設定する。

２　加算点の評価方式

・加算点の評価方式は、「工事に関する入札に係わる総合評価方式の性能等の評価方法について（平成18年2月1日付け17施施企第23号 契約情報室長通知）に基づき、性能等が数値化できるものについては数値方式とし、数値化が困難なものについては判定方式を採用する。

３　標準点と加算点の配点割合等

（1）標準点

最低限の要求を満たしている場合に付与される得点を「標準点」とし、標準型・簡易型、実績評価型のいずれも100点とする。

（2）加算点及び配点方法

①個々の評価項目において各競争参加者の技術力等に応じて与えられる得点を「加算点」とし、技術内容に応じて配点を行う。
加算点の合計（「ワーク・ライフ・バランス等の推進」に係る配点は除く。）は、標準型は30点から50点、簡易型は20点から40点、実績評価型は10点から30点とし、個別工事毎の内容等に応じて適切に設定する。また、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」に係る配点については、加算点全体の5%程度の整数となるよう、契約の内容に応じて設定することとする。

②原則として、各評価項目の得点合計を加算点とする。

③今後の総合評価落札方式の実施状況を踏まえ、本委員会において審議を行った上で、必要に応じ、加算点の見直しを行うこととする。

（3）評価値の算出方法

評価値とは総合評価の方法によって得られる数値であり、技術評価点（標準点＋加算点）を入札価格で除した数値である。

（算出方法：除算方式）

$$評価値＝\frac{技術評価点}{入札価格}＝\frac{標準点＋加算点}{入札価格}$$

４　評価結果の通知

競争参加資格の確認の通知時に、各競争参加者に対し、「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」又は「施工計画（簡易型）」の提案内容について、不採用であり実施不可の項目を通知する。

また、原則として、標準型については、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目を併せて通知する。

５　その他留意すべき事項

評価内容の担保

（1）契約書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、採用された技術提案について、発注者と受注者の責任の分担とその他の内容を契約上明らかにする。

（2）評価内容の担保

① 技術提案について、受注者の責めにより、採用された「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」又は「施工計画（簡易型）」に基づく工事が実施されていないと認められる場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、「建設工事の請負契約にかかる指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を行うものとする。

② 技術資料に記載された登録基幹技術者等の活用、地域企業下請活用について、受注者の責により評価された内容が満足できない場合は、工事成績評定完成時に履行状況の確認を実施し、申請時の比率を下回っていた場合は、工事成績を減ずる措置を行う。ペナルティに関する事項は、入札説明書に記載する。

６　施工体制確認型の試行について

品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できるかを審査し、評価する「施工体制確認型総合評価落札方式」を試行する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点＋加算点＋施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

７　入札方式

入札方式の選定について

総合評価落札方式（実績評価型）※1	1,000万円以上～6.8億円未満
総合評価落札方式（簡易型）※1	1,000万円以上～6.8億円未満
総合評価落札方式（標準型）※1	1,000万円以上～6.8億円未満
総合評価落札方式（標準型・WTO）	6.8億円以上（450万SDR以上）

※1 原則、実績評価型とするが工事内容及び施工場所等によって、本学にとってもっとも有益な方式を選定する。

※2 原則、1,000万円未満の入札は最低価格落札方式を採用する。